

接続約款変更届出書

令和2年3月24日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7317

住所 とうきょうとみなとくひがししんばしいちちょうめ ばん ごう
東京都港区東新橋一丁目9番1号

氏名 そふとばんく かがしきがいしゃ
ソフトバンク株式会社
だいひょうとりしまりやく しゃちょうしつこうやくいん けん しーいーおー みやうち けん
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮内

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第72号

連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和2年3月31日
------	-----------

(SB)接続約款新旧対照表

別紙

新	旧																																																
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社網(Y) ～接続申込者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>特定事業者</u></td> <td><u>Wireless City Planning 株式会社</u></td> </tr> <tr> <td>3G 通信サービス</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4G 通信サービス</td> <td>当社の 4G 通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス</td> </tr> <tr> <td><u>5G 通信サービス</u></td> <td><u>当社の 5G 通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス</u></td> </tr> <tr> <td>MVNO サービス ～端末設備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>契約者回線</td> <td>当社の 3G 通信サービス契約約款、4G 通信サービス契約約款 <u>及び 5G 通信サービス契約約款</u>等に定める契約に基づいて <u>当社又は特定事業者の</u>無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線</td> </tr> <tr> <td>交換設備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中継交換機</td> <td>3G 通信サービス、4G 通信サービス <u>又は 5G 通信サービス</u>の中継交換を行う当社の交換設備であって、当社が指定するもの</td> </tr> <tr> <td>直取パケット交換機</td> <td>3G 通信サービス、4G 通信サービス <u>及び 5G 通信サービス</u>において、パケット通信を行うための交換設備であって、当社が指定するもの</td> </tr> <tr> <td>伝送路設備</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	用 語 の 意 味	当社網(Y) ～接続申込者	(略)	<u>特定事業者</u>	<u>Wireless City Planning 株式会社</u>	3G 通信サービス	(略)	4G 通信サービス	当社の 4G 通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス	<u>5G 通信サービス</u>	<u>当社の 5G 通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス</u>	MVNO サービス ～端末設備	(略)	契約者回線	当社の 3G 通信サービス契約約款、4G 通信サービス契約約款 <u>及び 5G 通信サービス契約約款</u> 等に定める契約に基づいて <u>当社又は特定事業者の</u> 無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線	交換設備	(略)	中継交換機	3G 通信サービス、4G 通信サービス <u>又は 5G 通信サービス</u> の中継交換を行う当社の交換設備であって、当社が指定するもの	直取パケット交換機	3G 通信サービス、4G 通信サービス <u>及び 5G 通信サービス</u> において、パケット通信を行うための交換設備であって、当社が指定するもの	伝送路設備	(略)	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社網(Y) ～接続申込者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>3G 通信サービス</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4G 通信サービス</td> <td>当社の 4G 通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス <u>(通信方式は AXGP 方式を除きます。)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>MVNO サービス ～端末設備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>契約者回線</td> <td>当社の 3G 通信サービス契約約款 <u>及び 4G 通信サービス契約約款</u>等に定める契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線</td> </tr> <tr> <td>交換設備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中継交換機</td> <td>3G 通信サービス <u>及び 4G 通信サービス</u>の中継交換を行う当社の交換設備であって、当社が指定するもの</td> </tr> <tr> <td>直取パケット交換機</td> <td>3G 通信サービス <u>及び 4G 通信サービス</u>において、パケット通信を行うための交換設備であって、当社が指定するもの</td> </tr> <tr> <td>伝送路設備</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	用 語 の 意 味	当社網(Y) ～接続申込者	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	3G 通信サービス	(略)	4G 通信サービス	当社の 4G 通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス <u>(通信方式は AXGP 方式を除きます。)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	MVNO サービス ～端末設備	(略)	契約者回線	当社の 3G 通信サービス契約約款 <u>及び 4G 通信サービス契約約款</u> 等に定める契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線	交換設備	(略)	中継交換機	3G 通信サービス <u>及び 4G 通信サービス</u> の中継交換を行う当社の交換設備であって、当社が指定するもの	直取パケット交換機	3G 通信サービス <u>及び 4G 通信サービス</u> において、パケット通信を行うための交換設備であって、当社が指定するもの	伝送路設備	(略)
用 語	用 語 の 意 味																																																
当社網(Y) ～接続申込者	(略)																																																
<u>特定事業者</u>	<u>Wireless City Planning 株式会社</u>																																																
3G 通信サービス	(略)																																																
4G 通信サービス	当社の 4G 通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス																																																
<u>5G 通信サービス</u>	<u>当社の 5G 通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス</u>																																																
MVNO サービス ～端末設備	(略)																																																
契約者回線	当社の 3G 通信サービス契約約款、4G 通信サービス契約約款 <u>及び 5G 通信サービス契約約款</u> 等に定める契約に基づいて <u>当社又は特定事業者の</u> 無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線																																																
交換設備	(略)																																																
中継交換機	3G 通信サービス、4G 通信サービス <u>又は 5G 通信サービス</u> の中継交換を行う当社の交換設備であって、当社が指定するもの																																																
直取パケット交換機	3G 通信サービス、4G 通信サービス <u>及び 5G 通信サービス</u> において、パケット通信を行うための交換設備であって、当社が指定するもの																																																
伝送路設備	(略)																																																
用 語	用 語 の 意 味																																																
当社網(Y) ～接続申込者	(略)																																																
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																																
3G 通信サービス	(略)																																																
4G 通信サービス	当社の 4G 通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス <u>(通信方式は AXGP 方式を除きます。)</u>																																																
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																																
MVNO サービス ～端末設備	(略)																																																
契約者回線	当社の 3G 通信サービス契約約款 <u>及び 4G 通信サービス契約約款</u> 等に定める契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線																																																
交換設備	(略)																																																
中継交換機	3G 通信サービス <u>及び 4G 通信サービス</u> の中継交換を行う当社の交換設備であって、当社が指定するもの																																																
直取パケット交換機	3G 通信サービス <u>及び 4G 通信サービス</u> において、パケット通信を行うための交換設備であって、当社が指定するもの																																																
伝送路設備	(略)																																																

～回線終端装置	
移動無線装置	当社の3G通信サービス契約約款、4G通信サービス契約約款及び5G通信サービス契約約款等に定める契約に基づいて陸上(河川・湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。)において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
対象設備 ～3Gチップ	(略)

(相互接続点を設置する目的)

第5条 当社及び接続申込者は、当社又は接続申込者の契約者に対する電気通信役務の提供責任並びに当社と接続申込者との固定資産及び保守の分界点とするために相互接続点を設置するものとします。

2 第4条第2号を標準的な接続箇所とする場合にあっては、前項の規定に代えて、当社、特定事業者及び接続申込者は、当社、特定事業者又は接続申込者の契約者に対する電気通信役務の提供責任並びに当社、特定事業者と接続申込者との固定資産及び保守の分界点とするために相互接続点を設置するものとします。また、当社及び特定事業者は連携して電気通信役務の提供責任を負うものとし、それぞれの電気通信設備における接続点を電気通信役務の提供責任並びに固定資産及び保守の分界点とします。

(相互接続通信の切断等)

第56条 当社は、3G通信サービス契約約款、4G通信サービス契約約款及び5G通信サービス契約約款中通信の切断に係る規定に準じ、相互接続通信を切断することがあります。

(相互接続通信及び他社相互接続通信の制限)

第57条 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、3G通信サービス契約約款、4G通信サービス契約約款及び5G通信サービス契約約款中通信利用の制限に係る規定に準じ、相互接続通信を制限することがあります。

2 前項の規定による場合のほか、当社は、3G通信サービス契約約款、4G通信サービス契約約款及び5G通信サービス契約約款中通信時間等の制限に係る規定に準じ、通信が著しく輻輳

～回線終端装置	
移動無線装置	当社の3G通信サービス契約約款及び4G通信サービス契約約款等に定める契約に基づいて陸上(河川・湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。)において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
対象設備 ～3Gチップ	(略)

(相互接続点を設置する目的)

第5条 当社及び接続申込者は、当社又は接続申込者の契約者に対する電気通信役務の提供責任並びに当社と接続申込者との固定資産及び保守の分界点とするために相互接続点を設置するものとします。

(相互接続通信の切断等)

第56条 当社は、3G通信サービス契約約款及び4G通信サービス契約約款中通信の切断に係る規定に準じ、相互接続通信を切断することがあります。

(相互接続通信及び他社相互接続通信の制限)

第57条 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、3G通信サービス契約約款及び4G通信サービス契約約款中通信利用の制限に係る規定に準じ、相互接続通信を制限することがあります。

2 前項の規定による場合のほか、当社は、3G通信サービス契約約款及び4G通信サービス契約約款中通信時間等の制限に係る規定に準じ、通信が著しく輻輳するときは、相互接続通信の

するときは、相互接続通信の通信時間又は特定の地域の当社の契約者回線等への通信を制限することがあります。

3～5 (略)

(料金の支払い)

第 71 条 協定事業者は、料金等(接続料金、工事費、手続費、割増金、延滞利息、ユニバーサルサービス料及び 3G チップの利用に係る費用をいいます。以下同じとします。)について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。

2 料金等の請求又は支払方法については、当社(第 4 条第 2 号を標準的な接続箇所とする場合にあっては、当社及び特定事業者)が協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項又は個別建設契約、接続用ソフトウェア開発契約若しくはその他の工事に係る契約に規定します。

ただし、第 75 条ただし書に規定する料金額の適用が見込まれるときの料金の請求又は支払方法について、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(接続料金の遡及適用)

第 75 条 当社は、料金表第 1 表(接続料金)第 1(網使用料)及び第 2(網改造料)に規定する料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

ただし、料金表第 1 表(接続料金)第 1(網使用料)2(料金額)第 5 欄に規定する料金額については、変更後の料金額の原価に係る事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用する場合があります。

2 当社は、料金表第 1 表(接続料金)第 1 の 2(将来原価方式対象機能の網使用料)に規定する料金額を、第二種指定電気通信設備接続料規則(平成 28 年総務省令第 31 号) 第 13 条第 4 項に規定する精算接続料に基づき変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

(開通システム等に関する情報等の提供)

第 97 条の 3 当社は、接続申込者から請求があるときは、第 28 条の 2(開通システム等の利用の申込み)に規定する開通システム、3G チップ、第 37 条の 2(移動無線装置に係る確認試験の実施)に規

通信時間又は特定の地域の当社の契約者回線等への通信を制限することがあります。

3～5 (略)

(料金の支払い)

第 71 条 協定事業者は、料金等(接続料金、工事費、手続費、割増金、延滞利息、ユニバーサルサービス料及び 3G チップの利用に係る費用をいいます。以下同じとします。)について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。

2 料金等の請求又は支払方法については、当社が協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項又は個別建設契約、接続用ソフトウェア開発契約若しくはその他の工事に係る契約に規定します。

ただし、第 75 条ただし書に規定する料金額の適用が見込まれるときの料金の請求又は支払方法について、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(接続料金の遡及適用)

第 75 条 当社は、料金表第 1 表(接続料金)に規定する料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

ただし、料金表第 1 表(接続料金)第 1(網使用料)2(料金額)第 5 欄に規定する料金額については、変更後の料金額の原価に係る事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用する場合があります。

(開通システム等に関する情報等の提供)

第 97 条の 3 当社は、接続申込者から請求があるときは、第 28 条の 2(開通システム等の利用の申込

定する移動無線装置に係る確認試験(当社の第2種指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続に関係がないと当社が判断したものを除きます。)並びにその試験の標準的な料金(試験の内容をあらかじめ確認させて頂く場合があります。)、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)に規定する料金額、料金表第1表(接続料金)第1の2(将来原価方式の網使用料)2(料金額)に規定する料金について、第75条第2項に基づき変更した後の料金額(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第4項に規定する精算接続料として変更したものに限り)及び料金表第4表(その他の費用)第1に規定する費用の額について、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価及び利潤の対前年度比に関する情報、又は料金表第1表(接続料金)第1の2(将来原価方式対象機能の網使用料)2(料金額)に規定する料金額について、具体的な算定方法に関する情報並びに第75条第2項に基づき変更した後の料金額(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第4項に規定する精算接続料として第17条第4項に基づき変更したものに限り)の、変更する前の料金額との原価、利潤及び需要との比率に関する情報を、当社が指定する事務取扱所において提供するものとします。

2 前項に規定する情報のほか、第75条(接続料金の遡及適用)に基づき、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)に規定する料金額及び料金表第1表(接続料金)第1の2(将来原価方式の網使用料)2(料金額)に規定する料金額を変更しようとするときの、原価に係る事業年度の需要の対前年度比に関する情報について、当社は、接続申込者から請求があるときは、当該年度経過後6か月を経過する日から提供します。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

料金表第1表(接続料金)第1の2(将来原価方式対象機能の網使用料)以外の網使用料の適用については、第64条(従量制の網使用料の支払義務)及び第64条の2(定額制の網使用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

1-1 当社網(S) (略)

(削除)

み)に規定する開通システム、3Gチップ、第37条の2(移動無線装置に係る確認試験の実施)に規定する移動無線装置に係る確認試験(当社の第2種指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続に関係がないと当社が判断したものを除きます。)並びにその試験の標準的な料金(試験の内容をあらかじめ確認させて頂く場合があります。)又は料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)に規定する料金額及び料金表第4表(その他の費用)第1に規定する費用の額について、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前年度比に関する情報を、当社が指定する事務取扱所において提供するものとします。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

網使用料の適用については、第64条(従量制の網使用料の支払義務)及び第64条の2(定額制の網使用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

1-1 当社網(S) (略)

1-2 当社網(Y)

網 使 用 料 の 適 用

<u>(1) 網使用料の適用対象</u>	<p>網使用料は、次の基本的な接続機能(第 4 条(標準的な接続箇所)に規定する標準的な接続箇所において当社又は協定事業者が共通して利用可能な標準的機能をいいます。)に適用します。</p> <p>ただし、別表 2 第 2 表(利用者料金設定事業者)において当社が利用者料金設定事業者となる接続形態に係る機能については、この限りではありません。</p> <p><u>ア 電気通信番号規則に規定する電気通信番号により音声又はデータを疎通する機能</u></p> <p><u>イ 事業者間料金精算を行うために必要となる機能</u></p>
----------------------	--

2 料金額

2-1 当社網(S)

区 分	単 位	料 金 額	備 考
(1) 通話モード接続機能	1 秒ごとに	<u>0.053302 円</u>	(略)
(2) IMT-2000 方式(デジタル通信モード)接続機能	1 秒ごとに	<u>0.095943 円</u>	(略)
(3) MNP 転送機能	1 秒ごとに	<u>0.008058 円</u>	(略)
(4) メッセージ通信モード接続機能	1 通信ごとに	<u>0.467003 円</u>	(略)
(5) 直取パケット接続機能(L2 接続)	(ア) 10Mbps のもの	<u>486,523 円</u>	(略)
	(イ) 10Mbps を超える 1Mbps ごとに	<u>48,652 円</u>	(略)
(6) MVNO 回線管理機能	1 契約者回線ごとに	<u>76 円</u>	(略)

(削除)

2 料金額 (略)

2-1 当社網(S)

区 分	単 位	料 金 額	備 考
(1) 通話モード接続機能	1 秒ごとに	<u>0.057436 円</u>	(略)
(2) IMT-2000 方式(デジタル通信モード)接続機能	1 秒ごとに	<u>0.103384 円</u>	(略)
(3) MNP 転送機能	1 秒ごとに	<u>0.007973 円</u>	(略)
(4) メッセージ通信モード接続機能	1 通信ごとに	<u>0.490950 円</u>	(略)
(5) 直取パケット接続機能(L2 接続)	(ア) 10Mbps のもの	<u>606,281 円</u>	(略)
	(イ) 10Mbps を超える 1Mbps ごとに	<u>60,628 円</u>	(略)
(6) MVNO 回線管理機能	1 契約者回線ごとに	<u>70 円</u>	(略)

2-2 当社網(Y)

区 分	単 位	料 金 額	備 考
<u>(1) 通話モード接続機能</u>	<u>1 秒ごとに</u>	<u>0.057436 円</u>	—
<u>(2) IMT-2000 方式(デジタル通信モード)接続機能</u>	<u>1 秒ごとに</u>	<u>0.103384 円</u>	—
<u>(3) MNP 転送機能</u>	<u>1 秒ごとに</u>	<u>0.007973 円</u>	—
<u>(4) メッセージ通信モード接続機能</u>	<u>1 通信ごとに</u>	<u>0.490950 円</u>	—

第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料

(新設)

1 適用

第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に定める将来原価方式対象機能の網使用料の適用については、第64条(従量制の網使用料の支払義務)及び第64条の2(定額制の網使用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

なお、料金額のうち、適用対象期間が到来していない料金については、適用対象期間までの間に料金額が変更になる場合があります。

1-1 当社網(S)

網使用料の適用	
(1) 網使用料の適用対象	<p>網使用料は、次の基本的な接続機能(第4条(標準的な接続箇所)に規定する標準的な接続箇所において当社及び特定事業者又は協定事業者が共通して利用可能な標準的機能をいいます。)に適用します。</p> <p>ア 電気通信番号規則に規定する電気通信番号により音声又はデータを疎通する機能</p> <p>イ 事業者間料金精算を行うために必要となる機能</p>
(2) MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い	<p>ア MVNO 回線管理機能に係る網使用料については、日割りには行いません。</p> <p>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。</p>

2 料金額

区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
(1) 直収パケット接続機能(L2 接続)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	310,940 円	月額
		(イ) 10Mbps を超える1Mbps ごとに	31,094 円	月額
	令和3年4月1日	(ア) 10Mbps のもの	282,887 円	月額

	から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	(イ) 10Mbps を超える1Mbps ごとに	28,288 円	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	247,551 円	月額
		(イ) 10Mbps を超える1Mbps ごとに	24,755 円	月額
(2) 5G(NSA 方式)直収パケット接続機能(L2 接続)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	310,940 円	月額
		(イ) 10Mbps を超える1Mbps ごとに	31,094 円	月額
	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	282,887 円	月額
		(イ) 10Mbps を超える1Mbps ごとに	28,288 円	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	247,551 円	月額
		(イ) 10Mbps を超える1Mbps ごとに	24,755 円	月額
(3) MVNO 回線管理機能	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	80 円	月額
	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	77 円	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	76 円	月額

第2 網改造料

1 適用 (略)

2 料金額

網改造料は、次表のとおりとします。

2-1 算出式 (略)

2-2 年額料金の算定に係る比率

区分	内容
諸掛費率	(略)

第2 網改造料

1 適用 (略)

2 料金額

網改造料は、次表のとおりとします。

2-1 算出式 (略)

2-2 年額料金の算定に係る比率

区分	内容
諸掛費率	(略)

設備管理費率	法定耐用年数期間内	<u>0.077</u>
	法定耐用年数経過後	<u>0.057</u>

第2表 工事費

1 適用 (略)

2 工事費の額

2-1 工事費

区分		単位	工事費の額	備考
(1) トラン スレータ 変更工事 費	当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に設定する工事に要する費用	1 工事ごと	(略)	(略)
(2) 直収 パケット接 続に係る データ設 定工事費	第4条(標準的な接続箇所)表中第2欄に規定する接続箇所における接続に係るIPアドレス、ルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用	ア (略)	1 工事ごと	(略)
	イ 接続回線帯域幅の変更に係る工事	1 工事ごと	<u>28,565 円</u>	(略)

2-2 算出式 (略)

2-3 2-2 に適用する作業単金

設備管理費率	法定耐用年数期間内	<u>0.081</u>
	法定耐用年数経過後	<u>0.052</u>

第2表 工事費

1 適用 (略)

2 工事費の額

2-1 工事費

区分		単位	工事費の額	備考
(1) トラン スレータ 変更工事 費	当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に設定する工事に要する費用	1 工事ごと	(略)	(略)
(2) 直収 パケット接 続に係る データ設 定工事費	第4条(標準的な接続箇所)表中第2欄に規定する接続箇所における接続に係るIPアドレス、ルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用	ア (略)	1 工事ごと	(略)
	イ 接続回線帯域幅の変更に係る工事	1 工事ごと	<u>27,055 円</u>	(略)

2-2 算出式 (略)

2-3 2-2 に適用する作業単金

区分	適用時間帯	単位	内容
平日昼間	9時から17時45分までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>5,713</u> 円
平日夜間	5時から9時までの間 及び 17時45分から22時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>6,459</u> 円
平日深夜	0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>7,205</u> 円
土日祝日昼夜間	5時から22時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>6,758</u> 円
土日祝日深夜	0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>7,504</u> 円

第4表 その他の費用

第1 3Gチップの利用に係る費用

当社網(S)

区分	単位	形状	料金額	備考
3Gチップの利用に係る費用	3Gチップの利用の申込みを行い、当社がその申込みを承諾したときに要する費用	1枚ごとに	Plug-in UICC(標準タイプ)、Mini-UICC(microタイプ) 又は 4FF(nanoタイプ)	<u>256</u> 円 (略)

別表1 接続により提供する機能

1-1 基本接続機能

区分	適用時間帯	単位	内容
平日昼間	9時から17時45分までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>5,411</u> 円
平日夜間	5時から9時までの間 及び 17時45分から22時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>6,114</u> 円
平日深夜	0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>6,816</u> 円
土日祝日昼夜間	5時から22時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>6,395</u> 円
土日祝日深夜	0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>7,097</u> 円

第4表 その他の費用

第1 3Gチップの利用に係る費用

当社網(S)

区分	単位	形状	料金額	備考
3Gチップの利用に係る費用	3Gチップの利用の申込みを行い、当社がその申込みを承諾したときに要する費用	1枚ごとに	Plug-in UICC(標準タイプ)、Mini-UICC(microタイプ) 又は 4FF(nanoタイプ)	<u>292</u> 円 (略)

別表1 接続により提供する機能

1-1 基本接続機能

当社網(S)			当社網(S)		
機能の区分	機能の内容	備考	機能の区分	機能の内容	備考
通話モード接続機能	(略)	(略)	通話モード接続機能	(略)	(略)
IMT-2000方式(デジタル通信モード)接続機能	(略)	(略)	IMT-2000方式(デジタル通信モード)接続機能	(略)	(略)
MNP転送機能	(略)	(略)	MNP転送機能	(略)	(略)
メッセージ通信モード接続機能	(略)	(略)	メッセージ通信モード接続機能	(略)	(略)
直収パケット接続機能	仮想携帯電話事業者のMVNOサービス契約の契約者が指定する移動無線装置と当社又は特定事業者の無線基地局設備との間に設定される電気通信回線と、その仮想携帯電話事業者の電気通信設備との間の、3G特定接続サービス及び4G特定接続サービスによる通信を直収パケット交換機を介して、 <u>当社と特定事業者が一体的に運用する機能</u>	(略)	直収パケット接続機能	仮想携帯電話事業者のMVNOサービス契約の契約者が指定する移動無線装置と当社の無線基地局設備との間に設定される電気通信回線と、その仮想携帯電話事業者の電気通信設備との間の、3G特定接続サービス及び4G特定接続サービスによる通信を直収パケット交換機を介して行う機能	(略)
<u>5G(NSA方式)直収パケット接続機能</u>	<u>仮想携帯電話事業者のMVNOサービス契約の契約者が指定する移動無線装置と当社又は特定事業者の無線基地局設備との間に設定される電気通信回線と、その仮想携帯電話事業者の電気通信設備との間の、3G特定接続サービス、4G特定接続サービス及び5G特定接続サービスによる通信を直収パケット交換機を介して、当社と特定事業者が一体的に運用する機能</u>	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
MVNO回線管理機能	仮想携帯電話事業者のMVNOサービス契約の契約者が指定する移動無線装置と当社又は特定事業者の無線基地局設備との間に設定される電気通信回線(MVNOサービス契約に係る回線の開通を行っ	(略)	MVNO回線管理機能	仮想携帯電話事業者のMVNOサービス契約の契約者が指定する移動無線装置と当社の無線基地局設備との間に設定される電気通信回線(MVNOサービス契約に係る回線の開通を行ったものを含みま	(略)

<p>たものを含みます。)に係る情報の管理を行うとともに 網使用料を請求する機能</p>		<p>す。)に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請 求する機能</p>	
<p>別表 2 接続形態</p> <p>1 適用 別添 1</p> <p>2 接続形態(略)</p> <p>別表 3 様式</p> <p>様式第 1 別添 3</p> <p>様式第 2～様式第 18 (略)</p> <p>附則</p> <p>(略)</p> <p>附 則 (令和 2 年 3 月 24 日 MKS2003160010680001)</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、令和 2 年 3 月 31 日から実施します。ただし、この改正規定のうち、並びに料金表第 1 表(接続料金)第 1(網使用料)及び第 2(網改造料)、第 2 表(工事費)以外の規定については、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。</p>	<p>別表 2 接続形態</p> <p>1 適用 別添 2</p> <p>2 接続形態(略)</p> <p>別表 3 様式</p> <p>様式第 1 別添 4</p> <p>様式第 2～様式第 18 (略)</p> <p>附則</p> <p>(略)</p>		

別表2 接続形態

1 適用

区 分	内 容																				
(1) 事業者の区分	<p>本表においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <tr> <td>発信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者として直接接続する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>着信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>経由事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>端末系事業者、IP電話事業者</td> </tr> <tr> <td>中継</td> <td>中継事業者</td> </tr> <tr> <td>国際</td> <td>国際系事業者</td> </tr> <tr> <td>携帯</td> <td>携帯電話事業者</td> </tr> <tr> <td>PHS</td> <td>PHS事業者</td> </tr> <tr> <td>SCP</td> <td>自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>MVNO</td> <td>仮想携帯電話事業者</td> </tr> </table>	発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者として直接接続する電気通信事業者	着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者	経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)	地域	端末系事業者、IP電話事業者	中継	中継事業者	国際	国際系事業者	携帯	携帯電話事業者	PHS	PHS事業者	SCP	自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者	MVNO	仮想携帯電話事業者
発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者として直接接続する電気通信事業者																				
着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者																				
経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)																				
地域	端末系事業者、IP電話事業者																				
中継	中継事業者																				
国際	国際系事業者																				
携帯	携帯電話事業者																				
PHS	PHS事業者																				
SCP	自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者																				
MVNO	仮想携帯電話事業者																				
(2) 表の適用	<p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア 「発信事業者」欄に示す事業者から発信し、「経由事業者」欄に示す事業者(同一の事業者を複数経由する場合を含みます)を経由して「着信事業者」欄に示す事業者に着信する通信。ただし該当の事業者が存在しない場合はその欄を空欄とし、右の「着信事業者」欄に示す事業者に着信するものとします。</p> <p>イ 各表適用欄においては、左欄の記号はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <p>表の適用記載内容</p> <table border="1"> <tr> <td>(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信</td> </tr> <tr> <td>(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信</td> </tr> <tr> <td>(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信</td> </tr> <tr> <td>(d)別表1(接続により提供する機能)1-1に(基本接続機能)に規定する直収パケット接続機能及び5G(NSA方式)直収パケット接続機能に係る通信</td> </tr> </table> <p>ウ 経由事業者の中継事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の中継事業者を「中継(n)」と表します。</p> <p>エ 本表の第1表各欄におけるそれぞれの事業者の区間には専用役務等区間を含む場合があります。</p> <p>オ 発信事業者から着信事業者に携帯電話事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の携帯電話事業者を「携帯(n)」と表します。</p> <p>カ 発信事業者から着信事業者に当社が複数存在する場合は、当社が発信事業者となる場合は「当社(発)」と表し、着信事業者となる場合は「当社(着)」と表します。</p> <p>キ 協定事業者が当社のMNPリダイレクション機能を利用した場合の接続形態は省略するものとします。</p> <p>ク 文字メッセージ通信において、MNPが行われた場合の接続形態は省略するものとします。</p> <p>ケ 「経由事業者」欄において「中継」を複数記載する場合は、「発信事業者」欄から数えて1番目の「中継」を「中継A」、2番目の「中継」を「中継B」、以降をアルファベット順に表します。</p> <p>コ 発信事業者から着信事業者に当社が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の当社を「当社(n)」と表します。</p>	(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信	(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信	(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信	(d)別表1(接続により提供する機能)1-1に(基本接続機能)に規定する直収パケット接続機能及び5G(NSA方式)直収パケット接続機能に係る通信																
(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信																					
(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信																					
(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信																					
(d)別表1(接続により提供する機能)1-1に(基本接続機能)に規定する直収パケット接続機能及び5G(NSA方式)直収パケット接続機能に係る通信																					

別表2 接続形態

1 適用

区 分	内 容																				
(1) 事業者の区分	<p>本表においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <tr> <td>発信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>着信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>経由事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>端末系事業者、IP電話事業者</td> </tr> <tr> <td>中継</td> <td>中継事業者</td> </tr> <tr> <td>国際</td> <td>国際系事業者</td> </tr> <tr> <td>携帯</td> <td>携帯電話事業者</td> </tr> <tr> <td>PHS</td> <td>PHS事業者</td> </tr> <tr> <td>SCP</td> <td>自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>MVNO</td> <td>仮想携帯電話事業者</td> </tr> </table>	発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者	着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者	経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)	地域	端末系事業者、IP電話事業者	中継	中継事業者	国際	国際系事業者	携帯	携帯電話事業者	PHS	PHS事業者	SCP	自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者	MVNO	仮想携帯電話事業者
発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者																				
着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者																				
経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)																				
地域	端末系事業者、IP電話事業者																				
中継	中継事業者																				
国際	国際系事業者																				
携帯	携帯電話事業者																				
PHS	PHS事業者																				
SCP	自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者																				
MVNO	仮想携帯電話事業者																				
(2) 表の適用	<p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア 「発信事業者」欄に示す事業者から発信し、「経由事業者」欄に示す事業者(同一の事業者を複数経由する場合を含みます)を経由して「着信事業者」欄に示す事業者に着信する通信。ただし該当の事業者が存在しない場合はその欄を空欄とし、右の「着信事業者」欄に示す事業者に着信するものとします。</p> <p>イ 各表適用欄においては、左欄の記号はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <p>表の適用記載内容</p> <table border="1"> <tr> <td>(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信</td> </tr> <tr> <td>(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信</td> </tr> <tr> <td>(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信</td> </tr> <tr> <td>(d)別表1(接続により提供する機能)1-1に(基本接続機能)に規定する直収パケット接続機能に係る通信</td> </tr> </table> <p>ウ 経由事業者に中継事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の中継事業者を「中継(n)」と表します。</p> <p>エ 本表の第1表各欄におけるそれぞれの事業者の区間には専用役務等区間を含む場合があります。</p> <p>オ 発信事業者から着信事業者に携帯電話事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の携帯電話事業者を「携帯(n)」と表します。</p> <p>カ 発信事業者から着信事業者に当社が複数存在する場合は、当社が発信事業者となる場合は「当社(発)」と表し、着信事業者となる場合は「当社(着)」と表します。</p> <p>キ 協定事業者が当社のMNPリダイレクション機能を利用した場合の接続形態は省略するものとします。</p> <p>ク 文字メッセージ通信において、MNPが行われた場合の接続形態は省略するものとします。</p> <p>ケ 「経由事業者」欄において「中継」を複数記載する場合は、「発信事業者」欄から数えて1番目の「中継」を「中継A」、2番目の「中継」を「中継B」、以降をアルファベット順に表します。</p> <p>コ 発信事業者から着信事業者に当社が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の当社を「当社(n)」と表します。</p>	(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信	(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信	(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信	(d)別表1(接続により提供する機能)1-1に(基本接続機能)に規定する直収パケット接続機能に係る通信																
(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信																					
(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信																					
(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信																					
(d)別表1(接続により提供する機能)1-1に(基本接続機能)に規定する直収パケット接続機能に係る通信																					

別表 3 様式

様式第 1(第 9 条第 2 項関係)

事前調査申込書

号
年 月 日

殿

所属(法人名等)
氏名 印

次の通り、貴社の網との接続等を行いたい(変更したい)ので、事前調査を申し込みます。

接続(変更)の概要	
協議事項に関する具体的内容	
接続(変更)希望時期	
連絡先 (担当者氏名、電話番号、メールアドレス)	

協議事項に関する具体的内容

1. 接続箇所						
(1) 接続形態	<input type="checkbox"/>	直接接続	<input type="checkbox"/>	間接接続(他通信事業者経由接続)		
接続希望形態に○印を記入						
(2) 接続約款記載の接続箇所(直接接続の場合のみ)						
接続約款第 4 条(標準的な接続箇所)表中第 欄とする。						
2. 電気通信設備の分界点(直接接続の場合のみ)						
相互接続点設置希望地域						
3. 接続対象地域等						
(1) 弊社接続対象地域						
(2) 相互接続点ごとの接続対象地域等 (ソフトバンク着信時)	発信地域	ソフトバンクとの相互接続点(ZA 名)	接続対象			
(3) 相互接続点ごとの接続対象地域等(ソフトバンク発信時) (ソフトバンク料金設定権呼は無記入)	発信地域	ソフトバンクとの相互接続点(ZA 名)	接続対象			
4. 接続の技術的条件 (物理的、電気的、論理的条件)						
新たな技術的条件の有無	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無 該当条件に○印を記入		
接続約款記載の技術的条件での接続の場合	接続約款第 11 章技術的条件 技術的条件集第 2 章形態別技術的条件第 節形態のとおりとする。					
	ISUP 信号設定値					
	信号速度		<input type="checkbox"/>	4.8kb/s	<input type="checkbox"/>	48kb/s
	回線留保	優先発ユーザー留保回線制御機能	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
		両方向留保回線制御機能	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
該当条件に○印を記入						
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合						

5. 電気通信設備の建設に係る事項			
相互接続点ごとのトラフィック 需要予測	別紙 1 予測トラフィック値のとおり		
接続希望品目に○印を記入			
6. 接続端末種別			
<input type="checkbox"/>	通話モード		
<input type="checkbox"/>	64kb/s デジタル通信モード		
<input type="checkbox"/>	SMS モード		
<input type="checkbox"/>	パケット通信モード		
<input type="checkbox"/>	<u>5G(NSA 方式)パケット通信モード</u>		
接続希望端末に○印を記入			
7. 接続形態			
別紙 2 接続形態のとおり。			
8. 課金条件(利用者料金設定事業者と利用者料金請求事業者が異なる場合のみ)			
課 金 方 式	弊社発信時	<input type="checkbox"/>	柔軟課金方式
		<input type="checkbox"/>	テーブル課金方式
	ソフトバンク発信時	<input type="checkbox"/>	柔軟課金方式
		<input type="checkbox"/>	テーブル課金方式
課金体系 (ソフトバンクが利用者料金請求 事業者となる場合のみ)		<input type="checkbox"/>	距離区分
		<input type="checkbox"/>	時間帯区分
		<input type="checkbox"/>	端末区分
		<input type="checkbox"/>	その他 ()
希望課金条件に○印を記入			
9. MNP に係わる接続機能			
<input type="checkbox"/>	MNP 転送機能		
<input type="checkbox"/>	MNP リダイレクション機能		
接続希望機能に○を記入			

10. 番号方式(技術的条件集第 1 章第 1 条の分類を記載すること)

分類	弊社使用番号帯	最大桁数 (国際系番号、 サービス系番号の 場合のみ)	弊社使用網間試験番号

11. 弊社事業者識別コード

--

12. 弊社網使用料 (ソフトバンクが利用者料金 (役務区間合算料金) 設定事業者となる場合)

--

13. 精算タイミング(ソフトバンクとの精算が発生する場合)

	毎月	
	その他	

14. 契約者情報の提供方法(接続約款第 97 条に基づくもの)

	契約者情報照会(FAX)	
	異動情報	
希望情報に○を記入		

15. その他

--

弊社 _____ トラフィック予測値

① : 通話モード

ソフトバンクとの 相互接続点名	最繁忙呼量				単位:アーラン(erl)
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末値	S+2 年度末値	
平均保留時間(不完了呼を含む)					単位:秒

② : 64kbit/s デジタル通信モード

ソフトバンクとの 相互接続点名	最繁忙呼量				単位:アーラン(erl)
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末値	S+2 年度末値	
平均保留時間(不完了呼を含む)					単位:秒

③ : 移動体事業者間 SMS 接続

ソフトバンクとの 相互接続点名	最繁忙トラフィック			単位:SMS/Hour
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末値	S+2 年度末値
平均保留時間(不完了呼を含む)				単位:秒

④: パケット通信モード

ソフトバンクとの 相互接続点名	相互接続点において必要となる接続回線帯域幅 単位: Mbit/s			
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末値	S+2 年度末値

ソフトバンクとの 相互接続点名	最大同時接続数			
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末値	S+2 年度末値

ソフトバンクとの 相互接続点名	契約数予測 単位: 回線			
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末値	S+2 年度末値

⑤: 5G(NSA 方式)パケット通信モード

ソフトバンクとの 相互接続点名	相互接続点において必要となる接続回線帯域幅 単位: Mbit/s			
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末値	S+2 年度末値

ソフトバンクとの 相互接続点名	最大同時接続数			
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末値	S+2 年度末値

ソフトバンクとの 相互接続点名	契約数予測 単位: 回線			
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末値	S+2 年度末値

接続形態

①ソフトバンクが料金設定を行う接続形態

	接続形態 No	第 1 表					着信事業者
		発信事業者	経由事業者			着信	
		発信	経由 1	経由 2	…		
1							
2							
3							
4							

	第 2 表	第 3 表	第 5 表				第 6 表
	利用者料金 設定事業者	利用者料金 請求事業者	網使用料 設定事業者				事業者間精算
			区間 1	設定者	…	区間 n	
1							
2							
3							
4							

②ソフトバンク以外が料金設定を行う接続形態

	接続形態 No	第 1 表		
		発信事業者	経由事業者	着信事業者
		発信	経由	着信
1				
2				
3				
4				

	第 2 表	第 3 表	第 4 表
	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者
1			
2			
3			
4			

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2 接続に係るネットワークの概要を示す図(様式任意)を添付すること。

様式第 1(第 9 条第 2 項関係)

事前調査申込書

号
年 月 日

殿

所属(法人名等)
氏名 印

次の通り、貴社の網との接続等を行いたい(変更したい)ので、事前調査を申し込みます。

接続(変更)の概要	
協議事項に関する具体的内容	
接続(変更)希望時期	
連絡先 (担当者氏名、電話番号、メールアドレス)	

協議事項に関する具体的内容
(接続約款における貴社網(S)に係るもの)

1. 接続箇所							
(1) 接続形態		直接接続		間接接続(他通信事業者経由接続)			
接続希望形態に○印を記入							
(2) 接続約款記載の接続箇所(直接接続の場合のみ)							
接続約款第 4 条(標準的な接続箇所)表中第 欄とする。							
2. 電気通信設備の分界点(直接接続の場合のみ)							
相互接続点設置希望地域							
3. 接続対象地域等							
(1) 弊社接続対象地域							
(2) 相互接続点ごとの接続対象地域等 (ソフトバンク着信時)		発信地域	ソフトバンクとの相互接続点(ZA 名)		接続対象		
(3) 相互接続点ごとの接続対象地域等(ソフトバンク発信時) (ソフトバンク料金設定権呼は無記入)		発信地域	ソフトバンクとの相互接続点(ZA 名)		接続対象		
4. 接続の技術的条件 (物理的、電氣的、論理的条件)							
新たな技術的条件の有無			有		無	該当条件に○印を記入	
接続約款記載の技術的条件での接続の場合		接続約款第 11 章技術的条件 技術的条件集第 2 章形態別技術的条件第 節形態のとおりとする。					
		ISUP 信号設定値					
		信号速度			4.8kb/s		48kb/s
		回線留保	優先発ユーザー留保回線制御機能		有		無
			両方向留保回線制御機能		有		無
該当条件に○印を記入							

	接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合	
5. 電気通信設備の建設に係る事項		
	相互接続点ごとのトラフィック 需要予測	別紙 1 予測トラフィック値のとおり
接続希望品目に○印を記入		
6. 接続端末種別		
	通話モード	
	64kb/s デジタル通信モード	
	SMS モード	
	パケット通信モード	
接続希望端末に○印を記入		
7. 接続形態		
別紙 2 接続形態のとおり。		
8. 課金条件(利用者料金設定事業者と利用者料金請求事業者が異なる場合のみ)		
課 金 方 式	弊社発信時	柔軟課金方式
		テーブル課金方式
	ソフトバンク発信時	柔軟課金方式
		テーブル課金方式
課金体系 (ソフトバンクが利用者料金請求 事業者となる場合のみ)		距離区分
		時間帯区分
		端末区分
		その他 ()
希望課金条件に○印を記入		
9. MNP に係わる接続機能		
	MNP 転送機能	
	MNP リダイレクション機能	
接続希望機能に○を記入		

10. 番号方式(技術的条件集第 1 章第 1 条の分類を記載すること)

分類	弊社使用番号帯	最大桁数 (国際系番号、 サービス系番号の 場合のみ)	弊社使用網間試験番号

11. 弊社事業者識別コード

--

12. 弊社網使用料 (ソフトバンクが利用者料金 (役務区間合算料金) 設定事業者となる場合)

--

13. 精算タイミング(ソフトバンクとの精算が発生する場合)

	毎月	
	その他	

14. 契約者情報の提供方法(接続約款第 97 条に基づくもの)

	契約者情報照会(FAX)	
	異動情報	
希望情報に○を記入		

15. その他

--

弊社 _____ トラフィック予測値

① : 通話モード

ソフトバンクとの 相互接続点名	最繁時呼量				単位:アーラン(erl)
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末値	S+2 年度末値	
平均保留時間(不完了呼を含む)					単位:秒

② : 64kbit/s デジタル通信モード

ソフトバンクとの 相互接続点名	最繁時呼量				単位:アーラン(erl)
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末値	S+2 年度末値	
平均保留時間(不完了呼を含む)					単位:秒

③ : 移動体事業者間 SMS 接続

ソフトバンクとの 相互接続点名	最繁時トラヒック				単位:SMS/Hour
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末値	S+2 年度末値	
平均保留時間(不完了呼を含む)					単位:秒

④： パケット通信モード

ソフトバンクとの 相互接続点名	相互接続点において必要となる接続回線帯域幅 単位: Mbit/s			
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末値	S+2 年度末値

ソフトバンクとの 相互接続点名	最大同時接続数			
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末値	S+2 年度末値

ソフトバンクとの 相互接続点名	契約数予測 単位: 回線			
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末値	S+2 年度末値

接続形態

①ソフトバンクが料金設定を行う接続形態

	接続形態 No	第 1 表					着信事業者
		発信事業者	経由事業者			着信	
		発信	経由 1	経由 2	……		
1							
2							
3							
4							

	第 2 表	第 3 表	第 5 表				第 6 表
	利用者料金 設定事業者	利用者料金 請求事業者	網使用料 設定事業者				事業者間精算
			区間 1	設定者	…	区間 n	
1							
2							
3							
4							

②ソフトバンク以外が料金設定を行う接続形態

	接続形態 No	第 1 表		
		発信事業者	経由事業者	着信事業者
		発信	経由	着信
1				
2				
3				
4				

	第 2 表	第 3 表	第 4 表
	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者
1			
2			
3			
4			

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2 接続に係るネットワークの概要を示す図(様式任意)を添付すること。